



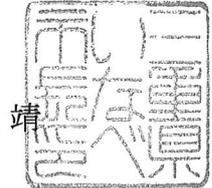
いなべ市公告第 34 号

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

いなべ市笠間こども園再建事業園舎設計業務に係る実施設計者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

令和 8 年 3 月 5 日

いなべ市長 日 沖



### 1 業務概要

- (1) 業務番号 い保育委第 4 号
- (2) 事業名 令和 7 年度市単独事業
- (3) 業務名 いなべ市笠間こども園再建事業園舎設計業務
- (4) 履行場所 いなべ市役所
- (5) 業務内容 本業務は、いなべ市大安町大井田地内に整備する保育所型認定こども園の新築に係る設計業務を行うものである。
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和 10 年 12 月 15 日（金）までとする。

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は令和 8 年 4 月 6 日（月）において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

#### (1) 参加者の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者でないこと。
- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ いなべ市入札参加資格者名簿において「建築関係コンサルタント（建築一般部門）」に登録されている者であって、その登録所在地が三重県、愛知県又は岐阜県内にあるものであること。
- エ 平成 27 年 4 月 1 日以降において、1 棟当たりの延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の認可保育園、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼稚園又は小学校（以下「保育園等」という。）の新築、増築（既存部分の面積を除く。）又は改築に係る基本設計から実施設計までの業務を元請け事業者として履行した実績を有すること。
- オ いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年いなべ市告示第 103 号）第 4 条第 1 項の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない

こと。

キ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ク いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 28 年いなべ市告示第 119 号)別表第 2 に規定する要件に該当する者でないこと。

## (2) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる技術者を各 1 名配置すること。なお、各技術者は、他の技術者を兼ねることはできない。

(ア) 管理技術者 建築士法による一級建築士

(イ) 意匠主任技術者 建築士法による一級建築士

(ウ) 構造主任技術者 建築士法による構造設計一級建築士

(エ) 電気設備主任技術者 建築士法による設備設計一級建築士又は建築士法施行規則(昭和 25 年建設省第 38 号)による建築設備士

(オ) 機械設備主任技術者 建築士法による設備一級建築士又は建築士法施行規則による建築設備士

イ 管理技術者及び意匠主任技術者は、平成 22 年 4 月 1 日以降において、1 棟当たりの延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の保育園等の新築、増築(既存部分の面積を除く。)又は改築に係る基本設計から実施設計までの業務を履行した実績を有すること。

ウ 管理技術者及び意匠主任技術者は、本プロポーザル参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係が 3 か月以上あること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又はその他やむを得ない事情がある場合については、3 か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなすものとする。

## (3) 配置技術者について

ア 構造主任技術者については、次の要件を満たす他の協力者(協力事務所)を配置することができる。

(ア) 協力者(協力事務所)は、(1)のア、イ及びオからクまでの要件を満たすこと。

(イ) 協力者(協力事務所)は、本業務における他の本プロポーザル参加者の協力者(協力事務所)でないこと。(同一協力者(協力事務所)が、複数の本プロポーザル参加者の協力者(協力事務所)となった場合は、当該プロポーザル参加者は参加資格を有しないものとする。)

イ 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者については、次の要件を満たす他の協力者(協力事務所)を配置することができる。

(ア) 協力者(協力事務所)は、(1)のア及びオからクまでの要件を満たすこと。

(イ) 協力者(協力事務所)は、本業務における他の本プロポーザル参加者の協

力者（協力事務所）でないこと。（同一協力者（協力事務所）が複数の本プロポーザル参加者の協力者（協力事務所）となった場合は、当該プロポーザル参加者は参加資格を有しないものとする。）

### 3 審査及び選定方法

本プロポーザルは、いなべ市笠間こども園再建事業園舎設計業務公募型プロポーザル方式技術審査委員会において、次の評価基準により審査を行い、その結果に基づき本業務における候補者を選定するものとする。

- (1) 2次審査（ヒアリング）を求める者を選定するための評価基準（1次審査）
  - ア 企業の業務実績等
  - イ 技術者の業務実績等
- (2) 本業務の受託者（候補者）を選定するための評価基準（2次審査）
  - ア 業務の実施方針
  - イ 特定テーマに対する技術提案
  - ウ 技術者の専門技術力及び取組意欲等

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

いなべ市 健康こども部 保育課

電話 0594 (86) 7823 ファクシミリ 0594 (86) 7864

#### (2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法 仕様書等は、いなべ市ホームページの入札契約情報からダウンロードすること。

(<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/index.html>)

イ 閲覧期間 公告の日から令和8年6月15日（月）までとする。

#### (3) 参加申込書及び技術提案書（1次審査用）の提出期限、提出場所、提出方法等

ア 提出期限 令和8年4月6日（月）午後4時

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

エ 提出部数 1部

#### (4) 技術提案書（2次審査用）の提出期限、提出場所、提出方法等

ア 提出期限 令和8年6月15日（月）午後4時

イ 提出場所 上記(1)と同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

エ 提出部数 6部

#### (5) 公告の内容についての質問書の提出期限、提出場所、提出方法等

ア 提出期限

(ア) 参加申込書及び技術提案書（1次審査用）に関する質問

令和8年3月24日（火）午後4時

(イ) 技術提案書（2次審査用）に関する質問

令和8年5月19日（火）午後4時

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 「質問書」（様式14）により、電子メールでの提出とし、電子メールの送信後、送達の電話確認を行うこと。口頭による質問の受付は行わない。

(ア) 電子メールのアドレス hoiku-s@city.inabe.mie.jp

(イ) 電子メールの件名

【質問書】いなべ市笠間こども園再建事業園舎設計業務一質問書提出者名

エ 回答日

(ア) 参加申込書及び技術提案書（1次審査用）に関する回答

令和8年3月31日（火）（予定）

(イ) 技術提案書等（2次審査用）に関する回答

令和8年5月25日（月）（予定）

オ 回答方法 いなべ市ホームページ上の入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

(<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/index.html>)

(6) 本プロポーザルの日時及び場所

ア 日時 令和8年6月29日（月）（時間は、参加者に連絡する。）

イ 場所 いなべ市役所本庁舎2階庁議室（控え室 会議室5）

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約保証金 要

ただし、いなべ市契約規則（平成22年いなべ市規則第16号）第27条第1項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき、又は第28条第1項各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 評価順位第1位の者を随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。

(7) 提出された技術提案書の審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨

及び理由を書面により通知する。

- (8) 選定の決定に対する質疑は、受け付けない。
- (9) 本業務の契約金額は、金 115,500,000 円以内（消費税相当額を含む。）とする。
- (10) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加申込者の負担とする。
- (11) 提出された参加申込書及び技術提案書は、いなべ市情報公開条例（平成 15 年 いなべ市条例第 8 号）に基づく公開対象文書となる。
- (12) 設計業務の契約締結者以外の技術提案書は審査終了後に返却する。
- (13) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更は認めない。また、技術提案書に記載した技術者は、変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を措置し、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。
- (14) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでに、いなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (15) 本業務を受注したもの（協力者（協力事務所）を含む。）及び本業務を受注した者と資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は本工事を請け負うことができないものとする。
- (16) 詳細は、いなべ市笠間こども園再建事業園舎設計業務公募型プロポーザル説明書によるものとする。